

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 22 日

各 都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額軽減制度事業の実施について

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、軽減対象の拡大（平成 23 年度から生活保護受給者の個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む。）に係る利用者負担額について本事業の対象経費に含めることとする）の実施要綱の一部改正案を本年 2 月 22 日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においてお示ししたところです。

この実施要綱の改正については、予算成立後、速やかに通知し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する予定としていますが、今後の円滑な事務・事業運営に資するため、Q & A 等の別添資料を作成いたしましたので、御了知の上、管内市町村及び管内社会福祉法人等に対して周知方よろしく申し上げます。

（別添 1）新旧対照表（※全国担当者会議時のものから変更ありません）

（別添 2）社会福祉法人等利用者負担軽減確認証例（生保受給者用）

（別添 3）今回の見直しに関する Q & A

【照会先】

老健局介護保険計画課 財政第一係
企画法令係
（直通）03-3595-2890
（代表）03-5253-1111（内線）2264
（内線）2164

改正後（新）	改正前（旧）
（別添 2） 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 1 目的 低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。 2 実施主体 （略） 3 実施方法 （1） （略） （2） （略）	（別添 2） 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 1 目的 低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。 2 実施主体 市町村 3 実施方法 （1）利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。 （2）軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

改正後（新）	改正前（旧）
（３）軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、<u>以下</u>の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者 <u>及び生活保護受給者</u>とする。 ① 年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。 ② 預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。 ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。 （４）市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。 なお、旧措置入所者で利用者負担割合が５％以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。<u>また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。</u> （５）軽減の程度は、利用者負担の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記	特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成１７年１０月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。 （３）軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。 ① 年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。 ② 預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。 ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。 （４）市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。 なお、<u>生活保護受給者及び旧措置入所者</u>で利用者負担割合が５％以下の者については、軽減制度の対象としないが、<u>旧措置入所者で利用者負担割合が５％以下の者であっても</u>ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。 （５）軽減の程度は、利用者負担の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記

改正後（新）	改正前（旧）
載するものとする。<u>ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。</u> （６） （略） 4 留意事項 （略）	載するものとする。 （６）市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね１％）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その２分の１を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。 なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が１０％を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。 なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。 4 留意事項 （１）別添１の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。 （２）介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。 その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用

改正後（新）	改正前（旧）
	関係については、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。 また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。 （３）事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営む他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。 （４）平成１７年１０月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外とされたことから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。

改正後（新）	改正前（旧）
<u>（削除）</u>	5 平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置 <u>（1）目的</u> 平成21年4月の介護報酬改定（以下「報酬改定」という。）は、<u>介護従事者の処遇を改善することを目的としているが、この報酬改定に伴い、利用料も上昇することとなる。このため、本事業に基づく対象者について経過措置として、3（5）の軽減の程度を拡大することにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。</u> <u>（2）実施方法等</u> ①本経過措置の対象 <u>3（2）中法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額とする。</u> ②軽減の程度 <u>3（5）中「4分の1」とあるのは、「28%」と、「2分の1」とあるのは「53%」と読み替えることとする。</u> <u>（3）実施期間</u> <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。</u>

※ お示しした案は現段階の案であり、今後変更があり得る。

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（案）**一生活保護受給者・支援給付受給者用一**

（表 面）

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)											
交付年月日 平成 年 月 日											
確認番号											
受給者	住 所										
	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女							
介護保険被保険者番号 (被保険者のみ記載)											
適用年月日		平成 年 月 日から									
有効期限		平成 年 月 日から									
減 額 割 合		(居住費・滞在費のみ) 100／100									
発行機関名 及び印		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>									

（裏 面）

注 意 事 項
一 一次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
二 対象となるサービスは、 介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護 です。
三 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。
四 前記のサービスの 居住費（滞在費） が、表面に記載されている減額割合により減額されます。
五 生活保護受給者・支援給付受給者でなくなったとき又は今後、前記のサービスを利用する見込みがないときは 、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考 この証の大きさは、縦１２８ミリメートル、横９１ミリメートルとすること。
発行機関名及び印の項内には、事業実施主体である市町村の市町村コードを記載すること。

○ 今回の見直しに関する Q & A

(都道府県及び市町村向け)

問 1 今回の「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」(以下「社福軽減事業」という。)の見直しは、都道府県及び市町村の判断において、平成 24 年度以降に見送ることは可能か。

(答)

- ・ 社福軽減事業は、基本的には都道府県及び市町村の判断によるものであるが、今回の見直しは、介護給付費分科会による「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」(平成 22 年 9 月 21 日)を踏まえ、その緊急性及び必要性に鑑みて平成 23 年 4 月から実施するものとしたところであり、すべての都道府県、市町村、社会福祉法人等において、平成 23 年 4 月からの実施をお願いしたい。

問 2 都道府県又は市町村の判断において、軽減の対象者をすべての生活保護受給者とせず、独自の対象基準を設けても差し支えないか。

(答)

- ・ 社福軽減事業は、基本的には都道府県及び市町村の判断によるものであるが、今回の見直しは、介護給付費分科会によるとりまとめを踏まえ、その緊急性及び必要性に鑑みてすべての生活保護受給者を対象としたものであり、独自基準を設けることのないようお願いしたい。

問 3 今回の見直しによる生活保護受給者への軽減と従来の軽減について、社会福祉法人等の要望により、別々に実施の有無を選択させることは可能か。

(答)

- ・ 見直し後の社福軽減事業は、従来の対象者と生活保護受給者を一体的に対象としており、確認証の交付を受けたこれらの対象者が介護老人福祉施設等に入所又は利用した場合には、確実に軽減が行われることを前提としていることから、その趣旨及び目的に鑑みて、社会福祉法人等の選択で軽減対象者の一部を対象としないこととする取扱いとは認められない。
- ・ なお、介護給付費分科会での審議のとりまとめにおいては、事業者団体も含めた委員の方々の中で十分に議論がなされ、本事業の意義については事業者団体からもご理解をいただいているところ。

問４ 生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額の全額を軽減することとしているが、軽減の程度を利用者負担額の一部とすることは可能か。

(答)

- ・ 生活保護受給者は、原則多床室の利用となっており、ユニット型個室等の利用については、居住費の利用者負担額を保護費で対応しなくても入所が可能な場合に限り認めて差し支えないこととなっている。
- ・ したがって、利用者負担額の全額を本事業の軽減の対象とすることにより、生活保護受給者のユニット型個室等への入所が可能となるものであることから、軽減の程度を利用者負担額の一部とする取扱いとは認められない。

※ ここでいう「利用者負担額」とは、介護保険の被保険者の場合は補足給付支給後の自己負担額(負担限度額)をいい、被保険者ではない場合には、補足給付に相当する介護扶助費支給後の自己負担額相当の額をいう。

問５ 生活保護受給者については、申請によらず、職権で社福軽減事業を適用することは可能か。

(答)

- ・ 従来の対象者と同様に、申請に基づき適用することとなる。

問６ 生活保護受給者については、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）が無くても、福祉事務所から送付される介護券により、生活保護受給者であることの確認は可能と考えられるが、市町村は確認及び確認証の交付を行う必要があるのか。

(答)

- ・ 市町村（介護保険担当部局）が確認及び確認証の交付を行わない仕組みでは、
 - ① 本事業の実施主体である市町村（介護保険担当部局）として対象者の把握ができず、補助金の申請の算定基礎となる軽減対象者及び軽減対象期間の根拠が確定しない、
 - ② 補助金を請求する介護老人福祉施設等においても、軽減の対象となるサービスや利用者負担額、軽減割合を確認することができないため、補助請求の過誤の要因となる、ことから、市町村（介護保険担当部局）は確認及び確認証の交付を行う必要がある。

問 7 市町村は、軽減対象者に対して確認証を交付したときには、受給者情報として、「社会福祉法人軽減情報」（軽減率、軽減率適用年月日）を国保連に送付しているが、生活保護受給者についても同様の手続が必要か。

（答）

- ・ 必要ない。

確認証には「100/100」と記載されているが、受給者情報の軽減率は利用者負担額（1割負担分）に係るものであり、生活保護受給者については居住費に係る利用者負担額のみが軽減対象であるため、軽減率の登録は不要である。

（都道府県、市町村及び社会福祉法人向け）

問 8 生活保護受給者の利用者負担軽減について、介護給付費分科会のとりまとめでは「（社福軽減事業により）生活保護受給者もユニット型施設への入所が可能となるよう、支援制度のあり方について検討すべき」とされているが、軽減対象となるのはユニット型個室のみか。

（答）

- ・ 従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室のすべてが軽減対象となる。

問 9 生活保護受給者の軽減額に対する法人負担や公費負担はどうなるのか。

（答）

- ・ 見直し後の社福軽減事業は、従来の対象者と生活保護受給者を一体的に対象とするものであり、生活保護受給者の軽減額も含めて、従来通りの負担割合となる。

問 10 社福軽減事業を実施する介護老人福祉施設等は、介護給付費等を請求する際、明細書において「社会福祉法人等による軽減欄」（軽減率、受領すべき利用者負担の総額、軽減額、軽減後利用者負担額、備考）を記載することとされているが、生活保護受給者についても同様の手続が必要か。

（答）

- ・ 必要ない。

「社会福祉法人等による軽減欄」は、利用者負担額（1割負担分）を記載するものであり、生活保護受給者については居住費に係る利用者負担額のみが軽減対象であるため、記載は不要である。

問 11 介護保険の被保険者ではない生活保護受給者も今回の見直しの対象となるのか。

(答)

- ・ 医療保険に加入していない 40 歳以上 65 歳未満の生活保護受給者は、介護保険の被保険者とならず、生活保護制度により、介護保険法第 8 条及び第 8 条の 2 に定める介護サービス等が提供されている。
- ・ 今回の見直しは、介護給付費分科会のとりまとめを踏まえ、生活保護受給者が介護老人福祉施設等の個室を利用できるようにすることを目的としていることから、介護保険の被保険者ではない者についても本事業の対象とすることとしたところ。
- ・ なお、介護保険の被保険者ではない者については、補足給付が給付されないが、それに相当する額が介護扶助費（居住費）として福祉事務所から介護老人福祉施設等に支払われるため、軽減額は被保険者の場合と同程度となる。

(参考) 平成20年被保護者全国一斉調査（平成20年7月1日現在）

介護扶助受給者数（40 歳以上 65 歳未満） 17,551 人（うち特養 729 人）

問 12 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項及び第 3 項、附則第 4 条第 1 項の規定による支援給付を受けている者（以下「支援給付を受けている者」という。）も本事業の軽減の対象となるのか。

(答)

- ・ 支援給付を受けている者については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示」（平成 20 年厚生労働省告示第 204 号）により、居住費及び滞在費の（特定）負担限度額の適用の際、生活保護法による被保護者とみなすこととされている。
- ・ 上記告示を踏まえ、支援給付を受けている者についても、今回の生活保護受給者に係る見直しの内容が適用することとする。
- ・ なお、支援給付を受けている者で介護保険の被保険者でない者も問 9 と同様の取扱いとなる。

(参考) 福祉行政報告例（平成22年12月分）

介護支援給付を受けている者 1,017 人